

## 三重大学医学部附属病院研修生取扱規程

### (趣旨)

第1条 薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等別表に掲げる職種の免許をする者を三重大学医学部附属病院（以下「病院」という。）において研修させる場合の取り扱いは，この規程の定めるところによる。

### (申請及び許可)

第2条 研修を受けようとする者は，所定の申請書に別に定める書類を添えて，病院長に申請するものとする。

2 病院長は，前項の規定により，研修の申請があったときは，病院の業務に支障がない場合に限り研修を許可することができる。

3 研修の期間は，6月以内とし，研修を許可する日の属する年度を超えないものとする。

### (研修料)

第3条 前条第2項の規定により研修を許可された者（以下「病院研修生」という。）は，研修料として，日額1,000円に消費税及び地方消費税を加算した金額を納付しなければならない。

2 前項の研修料は，研修の期間に応じ，その金額を研修の開始前に納付しなければならない。

3 研修料を所定の期日までに納付しない者に対しては，病院長は，研修の許可を取り消すことができる。

4 既納の研修料は，返還しない。

### (研修)

第4条 病院研修生の研修課程は，病院長が別に定める。

第5条 病院研修生は，病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

### (規則等の遵守)

第6条 病院研修生は，病院の諸規則を守らなければならない。

### (受入れ許可の取消し)

第7条 病院研修生が第5条若しくは第6条の規定に違反し，又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは，病院長は，当該病院研修生の研修を停止させ，又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか，病院研修生に関して必要な事項は，病院長が別に定める。

### 附 則

この規程は，平成16年9月1日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第1条関係）

病院研修生の受入れ職種

職種
薬剤師
保健師
助産師
看護師
診療放射線（エックス線）技師
臨床（衛生）検査技師
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
栄養士
歯科技工士
歯科衛生士
あん摩マッサージ
指圧師
はり師
きゅう師
柔道整復師
臨床工学技士
義肢装具士
言語聴覚士
胚培養士